

地域活動を行う際の感染防止対策について、すべての活動に共通する基本的な感染防止対策を（１）に、活動内容ごとの感染防止対策の具体例を（２）以降に記載しております。地域活動を行う場合は、（１）に加え、感染状況や活動内容に応じて（２）以降の感染防止対策にもご留意ください。

（１）基本的な感染防止対策

- ・適宜手洗いや手指消毒を行う。
- ・人と人の間隔を十分にとる。
- ・体調確認を行い、発熱などの症状がある方や体調がすぐれない方は参加を控える。

（２）会合等（総会・各種会合等）

- ・感染状況によっては、書面議決での開催を検討する。
（やり方の一例を市ホームページに掲載しているため、参照のこと。）
直接集まって開催する場合は、適宜感染防止対策を講じて開催する。
 - ・こまめに換気をする。
（概ね 30 分に 1 回以上、窓やドアを数分程度開ける、換気扇を回すなどして換気をする。）
- ※窓がなく、換気ができないような場所の使用は避ける。 など

（３）清掃活動・地域のまつり等

- ・使用した道具等は、適宜消毒・洗浄する。 など

（４）町内会費の集金

- ・緊急性等を考慮し、可能であれば徴収の回数を減らすなど工夫する。
- ・感染状況によっては、徴収時期の延期を検討する。
- ・金銭の受け渡しの際は、適宜手洗いや手指消毒を行う。 など

（５）回覧

- ・感染状況によっては、対面での受け渡しを避け、ポストへの投函など間接的な受け渡しをする。
- ・適宜回覧板の消毒・除菌を行う。 など